

医療法人社団恵仁会に対する再生支援の完了について

2013年12月6日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（旧「株式会社企業再生支援機構」。以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、2012年3月29日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年5月31日に法第28条第1項に規定する買取決定を行いました。

機構は、支援決定以後、再生支援対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、2013年12月6日に機構が保有する再生支援対象事業者への債権の弁済を完了しており、また本日までに専門家派遣を終了しております。

これらにより、機構は再生支援対象事業者に対する支援決定に係るすべての再生支援を完了しました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称
医療法人社団恵仁会

2. 買取決定にかかる債権の買取価格

機構は、再生支援対象事業者に対する元本1,371百万円の債権に関し、関係金融機関等から211百万円で買取りを行い、事業再生計画に沿って額面1,149百万円の放棄を行うとともに、その後リファイナンス（再生支援対象事業者による取引金融機関からの返済原資の調達）による一部弁済（92百万円）を受けていましたが、2013年12月6日までに全額の弁済を受けております。

3. 機構が行った支援の概要

本件において、機構は、関係金融機関等及び再生支援対象事業者等の関係者調整、債権の買取り、並びに専門家派遣を行うことで再生支援対象事業者の支援を行いました。

以上